

三田市学校給食費徴収条例新旧対照表

現行	改正案																
<p>第1条～第2条 省略 (学校給食費の徴収額)</p> <p>第3条 学校給食費は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校及び特別支援学校小学部</td> <td style="text-align: right;">3,900円</td> </tr> <tr> <td>中学校並びに特別支援学校中学部及び高等部</td> <td style="text-align: right;">4,500円</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td style="text-align: right;">2,940円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略 (学校給食費の徴収対象者)</p> <p>第4条 学校給食費は、次の各号に掲げる者から徴収する。</p> <p>(1) 学校園に在籍する児童、生徒及び園児の保護者</p> <p>(2) 学校園及び三田市立学校給食センター設置条例(昭和59年三田市条例第34号)に規定する学校給食センターに勤務する者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、学校給食費を徴収する必要があると認める者</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	区分	月額	小学校及び特別支援学校小学部	3,900円	中学校並びに特別支援学校中学部及び高等部	4,500円	幼稚園	2,940円	<p>第1条～第2条 省略 (学校給食費の徴収額)</p> <p>第3条 学校給食費は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校及び特別支援学校小学部</td> <td style="text-align: right;">4,570円</td> </tr> <tr> <td>中学校並びに特別支援学校中学部及び高等部</td> <td style="text-align: right;">5,290円</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td style="text-align: right;">3,450円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略 (学校給食費の徴収対象者)</p> <p>第4条 学校給食費は、学校園に在籍する児童、生徒及び園児の保護者(成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者を含む。)並びにこれに準ずる者から徴収する。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	区分	月額	小学校及び特別支援学校小学部	4,570円	中学校並びに特別支援学校中学部及び高等部	5,290円	幼稚園	3,450円
区分	月額																
小学校及び特別支援学校小学部	3,900円																
中学校並びに特別支援学校中学部及び高等部	4,500円																
幼稚園	2,940円																
区分	月額																
小学校及び特別支援学校小学部	4,570円																
中学校並びに特別支援学校中学部及び高等部	5,290円																
幼稚園	3,450円																

三田市立認定こども園条例新旧対照表(付則第3項関係)

現行	改正案
<p>第1条～第9条 省略 (給食費)</p> <p>第10条 食事の提供を受けた園児の保護者又は園児以外で食事の提供を受けた者は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額をこども園における食事の提供に要する費用(以下「給食費」という。)として納付しなければならない。</p> <p>(1) 1号認定子ども 月額2,940円</p> <p>(2) 2号認定子ども及びこども園に勤務する職員 月額5,160円</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める者 日額210円</p> <p>2 1号認定子どもが預かり保育を利用し、かつ、食事の提供を受けたときは、当該園児の保護者は、前項第1号に規定する額に1日当たり210円(おやつを提供を受けた場合は1日当たり50円を加えた額)に当該月中に食事の提供を受け</p>	<p>第1条～第9条 省略 (給食費)</p> <p>第10条 食事の提供を受けた園児の保護者又は園児以外で食事の提供を受けた者は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額をこども園における食事の提供に要する費用(以下「給食費」という。)として納付しなければならない。</p> <p>(1) 1号認定子ども 月額3,450円</p> <p>(2) 2号認定子ども 月額5,160円</p> <p>2 1号認定子どもが預かり保育を利用し、かつ、食事の提供を受けたときは、当該園児の保護者は、前項第1号に規定する額に1日当たり246円(おやつを提供を受けた場合は1日当たり50円を加えた額)に当該月中に食事の提供を受け</p>

た日数を乗じて得た額を加えた額を納付しなければならない。

3 省略

以下省略

た日数を乗じて得た額を加えた額を納付しなければならない。

3 省略

以下省略